

自動車の安全運転を心掛けましょう

交通事故のない安全で安心な暮らしを実現するため、交通ルールを守り、自動車の安全運転を心掛けましょう！

くわしくは 生活安全課 交通対策係 ☎0288-21-5151

危険な運転は絶対にやめましょう！

- ・飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)は絶対にやめましょう！！
- ・あおり運転(妨害運転)は絶対にやめましょう！！
- ・ながら運転(運転中にスマホ・携帯電話やカーナビなどを注視・操作すること)は絶対にやめましょう！！
- ・無理な運転(速度超過・疲労時や悪天候下での運転など)は絶対にやめましょう！！

子どもや高齢者に優しい「3S(スリーエス)運動」を徹底しましょう！



SEE

「発見する」

子どもや高齢者をいち早く発見！



SLOW

「減速する」

子どもや高齢者を見たら減速！



STOP

「停止する」

危険を感じたらすぐに停止！

夜間の安全運転に努めましょう！

- ・暗い道や対向車がない場合は、「原則ハイビーム」で走行しましょう
- ・交通量の多い市街地や、対向車・先行車がいる場合には、ロービームで走行しましょう
- ・夜間は昼間と比べて視界が悪く、歩行者や自転車の発見が遅れるため、速度を落として慎重に走行しましょう

日光市高齢者運転免許証自主返納支援事業のご案内

市は、運転免許証を平成24年4月1日以降に自主返納した65歳以上の方を対象に以下のとおり支援を行っています。

▶対象者

市内に住む満65歳以上で、平成24年4月以降に運転免許証を自主返納した方

※以下は対象外となります

①運転免許証の自主返納時に65歳未満の方

②運転免許証を失効した場合

▶支援

市内バス・タクシー共通利用券(11,000円分)の交付

※交付は、本人に限り1回のみ

▶申請に必要な物

「運転免許の取消通知書」または「運転免許証を自主返納したことが分かる書類(運転経歴証明書など)」

▶申請場所

生活安全課(市役所本庁舎2階)および各行政センター、各地区センター・出張所

※土曜・日曜日、祝日(年末年始除く)は、市民課(市役所本庁舎1階)で申請してください



「環境にっこう」のページでは、日光市の環境に関するお知らせや、情報を発信していきます。

くわしくは 環境課

☎0288-21-5138(ごみ排出量・食品ロスについて)

☎0288-21-5152(次世代自動車・蓄電システム補助金について)

環境

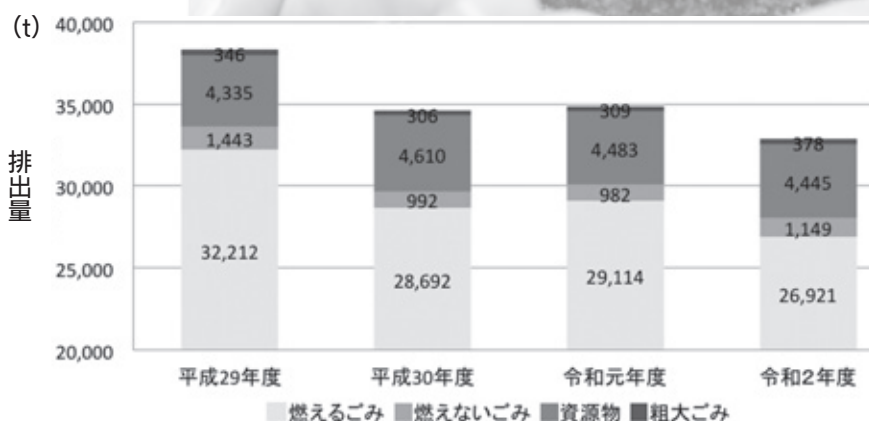
KANKYO NIKKO

にっこう

No.50

日光市のごみ排出量(単位:t)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃えるごみ	32,212	28,692	29,114	26,921
燃えないごみ	1,443	992	982	1,149
資源物	4,335	4,610	4,483	4,445
粗大ごみ	346	306	309	378
ごみ総排出量	38,336	34,600	34,888	32,893



「令和2年度のごみ排出量」について
平成30年度に家庭系ごみの有料化と事業系ごみの手数料を改定し、3年が経過しました。
令和2年度のごみ排出量は、有料化等以前の平成29年度比で14・2%減少しました。コロナ禍の影響を受け家庭系ごみが増加しましたが、事業系ごみが大きく減少したことが考えられます。在宅時間が多くなったことや新しい生活様式の中で、家庭から排出されるごみの種類にも変化が表れています。引き続き、一人一人が環境問題を意識して、「ごみの減量化と資源化」にご協力をお願いします。

10月は「食品ロス削減月間」・10月30日は「食品ロス削減の日」

食べものを、大切に「使い切り」、おいしく「食べきり」、すっきり「水切り」の「3きり」で、ごみを減らしましょう！



次世代自動車・住宅用蓄電システム補助金のご案内

市では、地球温暖化の防止および災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に電気自動車・電気自動車等充給電システム(V2H)、住宅用蓄電システムへの補助を行っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

令和3年度次世代自動車・住宅用蓄電システム補助金

対象設備	①電気自動車等	②電気自動車等充給電システム(V2H)	③住宅用蓄電システム
	電気自動車(EV)またはプラグインハイブリッド自動車(PHV)	住宅と電気自動車などを接続することにより、電気の融通が可能となるシステム	住宅用リチウムイオン蓄電池
対象者	市内に住所を有し、市税および公共料金を滞納していない方		
	自ら使用するために新たに購入した方	自ら居住する住宅に設置した方(設備が設置された住宅を自ら居住するために購入した方を含む)	
補助金額	一律10万円		1 kWhあたり2万円(上限10万円)
申請方法	対象設備を購入・設置した日から90日以内に、申請書類を環境課へ持参または郵送(事後申請)		